

# 美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するための「景観緑三法」の整備

## 景観に関する基本法制の整備

- 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
- 国民・事業者・行政の責務の明確化
- 景観についての基本計画の作成
- 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設等

## 緑に関する法制の抜本的見直し

- 都市公園の整備及び緑地保全・緑化の総合的推進
- 立体的に公園区域を定める制度の創設
- 都市近郊の里山の緑を保全する制度の拡充
- 大規模建築物における緑化率規制の導入等

一体的な  
効果の  
発現

## 屋外広告物に関する制度の充実

- 市町村の役割強化
- 簡易除却制度の拡充
- 屋外広告業の適正な運営の確保等

## 税制

- 景観形成に資する建築物等に対する特例
- 都市近郊の里山の緑の保全等に関する特例

## 予算

- 美しい景観形成に資する事業
- まちづくりへの支援
- 電線類の地中化等

## 「豊かな緑」の実現のための事業

- 都市公園整備、緑地保全事業を一体的に補助
- 民有地緑化への支援

関連予算・税制  
の充実

全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進

景観に配慮した  
公共事業の実施

世界に誇る観光立国の実現

美しい景観による地方都市再生

ヒートアイランド現象の緩和や自然との共生

# 景観基本法制の必要性について

## 現行の取組み

500弱の地方公共団体が自主条例として景観条例を制定するなど、地方公共団体において積極的に景観の整備・保全の取組みを行っている。

## 現行の取組みの限界

景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立  
自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界  
景観をめぐる訴訟の提起  
地方公共団体による自主的取組みに対する、国としての税・財政上の支援が不十分

「美しい国づくり政策大綱」  
(平成15年7月国土交通省)

全国景観会議や景観形成  
推進協議会等による要望

「観光立国行動計画」  
(平成15年7月観光立国関係閣  
僚会議)

「『都市景観の日』中央行  
事2003年宣言」

## 景観基本法制の必要性

景観を正面から捉えた基本的な法制を整備し、

- ・ 景観を整備・保全するための基本理念の明確化
- ・ 国民・事業者・行政の責務の明確化
- ・ 景観形成のための行為規制を行う仕組みの創設
- ・ 景観形成のための支援措置の創設 等

により、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することが必要。

# 都市等における良好な景観の形成に関する制度

基本理念、国民・事業者・行政の責務の明確化

## 都道府県の 景観形成計画

\* 広域の観点からのみ

広域的な観点から必要な  
景観形成地域を指定

## 市町村の景観形成計画

景観形成地域を指定

公共事業の実施に  
関する景観への配慮

### 景観協議会

関係行政機関と  
住民等が協働して  
取組む場の提供

オープンカフェ  
クリーンアップ作戦  
などで地域活性化

ソフト面の支援

### 景観整備保全 推進機構

景観の専門家による  
情報提供、  
住民合意に向けた  
コーディネート

住民参加による  
持続的なまちづくり  
の推進

景観重要建築物  
等の買取や整備  
の推進

## 景観形成地域

建築物や工作物の建築の際の届出によりゆるやかに規制誘導を行う地区

地域の特性に応じて様々な規制・誘導・支援の選択や組合せが可能

### 景観協定

建築物や緑地に加え、  
青空駐車場や工作物等を  
一体的に定める  
ことを可能とする  
仕組(P)

### 景観地区（地域地区）

建築物の規制と、一定の行為規制を一体的に  
定めることを可能とすることにより、良好な景  
観形成を図る地区

- ・ 建築物の高さ、壁面の位置の制限、建築物の色彩、意匠、形態
- ・ 土地の形質の変更

・ 景観地区を屋外広告物の規制対象地域に加える。

等(P)

### 景観重要建築物 整備・維持保全計画

景観上重要な建築物単体を  
保全していくための仕組

## 予算、税制による支援

- ・ 景観機構が土地を買取る場合等の都市開発資金の拡充
  - ・ 民間事業者が都市再生認定事業を行う場合の(財)民都機構の出資等対象施設の拡大
  - ・ 景観重要建築物への相続税等の特例
  - ・ 電線類地中化関連税制
  - ・ 関連補助事業
- 等(P)

## 規制緩和による支援

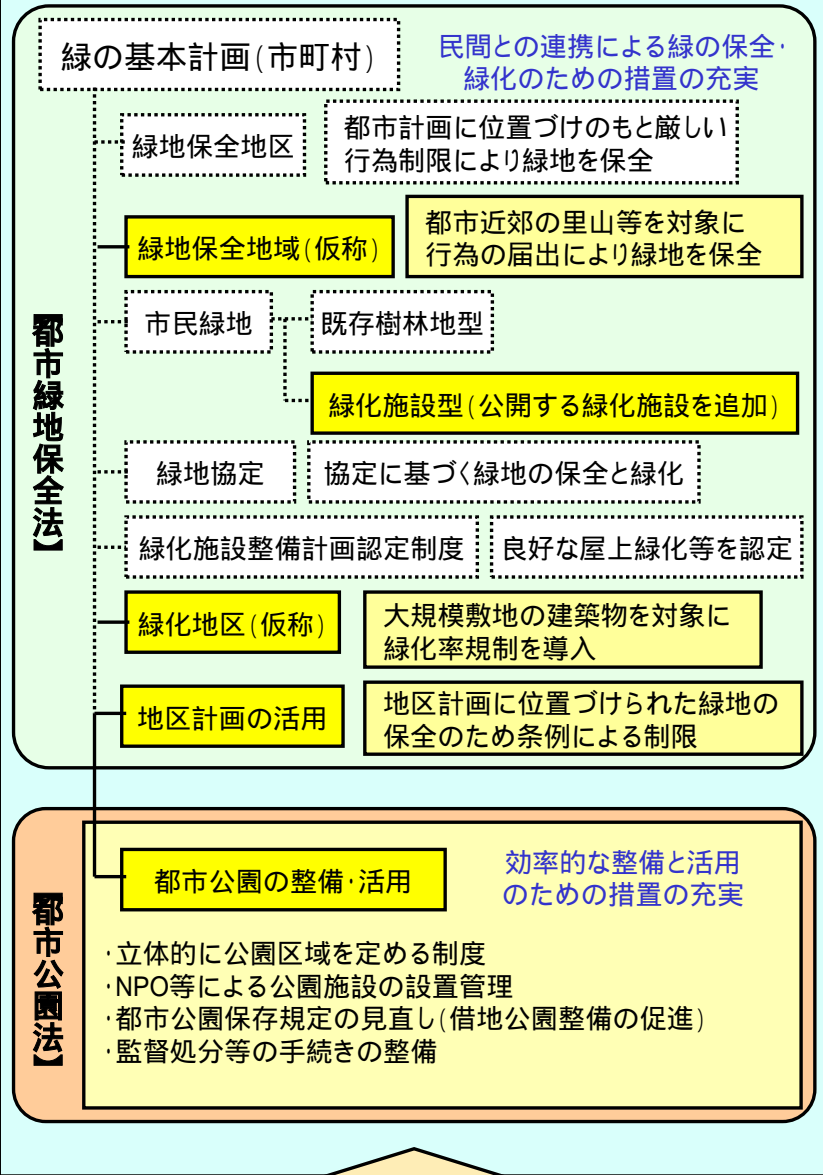
- ・ 建築物の高さと壁面の位置の制限を定めた場合の形態規制の合理化
- 等(P)

地域の土工や  
工務店、建築士、  
NPO など専門家の  
協力

# 緑地保全、緑化推進、都市公園の整備及び屋外広告物制度の充実

## 緑豊かな都市の実現

緑地の保全、都市の緑化、公園整備を総合的に推進



## 良好な 広告物景観

広告物と広告業に関する措置の両面からの取り組み

### 広告物に関する取り組み

#### 許可制度の全国拡大

屋外広告物法の許可対象地域を全国に拡大

#### 市町村の役割の強化

市町村による屋外広告物条例(業規制を除く)の策定

#### 規制の実効性の確保

のぼり旗の対象への追加等の簡易除却制度の拡充(特区の一般制度化)

### 広告業に関する取り組み

#### 屋外広告業の適正な運営の確保

屋外広告業の登録制の導入

### 【屋外広告物法】

現在検討中の途中段階のものであり今後変更あり

# 違反広告物の簡易除却措置の対象範囲の拡大 - 構造改革特区における簡易除却の特例措置 -

条例に違反する広告物で、都道府県知事等が自ら除却することができる対象について、以下のように拡大。

現行制度における  
簡易除却対象

はり紙

はり札  
立看板

対象追加

簡易除却対象に次の物件を追加。

ベニヤ板、プラスチック板等に直接塗装又は印刷したはり札、立看板

広告旗

<ベニヤ板、プラスチック板等に紙をはったもの等の要件に該当しているもの>



立看板の例



はり札の例



広告旗の例